

令和7年高島市農業委員会第6回総会議事録

- 1 開催日時 令和7年6月10日（火）
午後1時30分から午後3時25分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 11・12

3 出席委員（16人）

会長	6番	中田正敏
	1番	田中孝敏
	3番	橋本久義
	5番	采野 哲
	7番	前川幸雄
	8番	古谷久栄
	9番	上原満枝
	10番	地村満信
	11番	中川幸雄
	12番	中江武良
	13番	岸田忠則（議事録署名委員）
	14番	山田善嗣（議事録署名委員）
	15番	浅井嘉己
	16番	古田卓見
	17番	清水 巧
	18番	足立 功
	19番	石津紘子

- 4 欠席委員
- | | |
|----|-------|
| 2番 | 青谷喜代一 |
| 4番 | 高木敏一 |

5 遅参した委員 な し

6 傍聴人の数 な し

7 次第

1. 開会
2. 高島市農業委員憲章唱和
3. 会長挨拶
4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告事項

第1 令和7年度高島地域農業センター運営委員会について

第2 令和7年度全国農業委員会会長大会について

- 第 3 報告第10号 農地法第4条第1項第8号に係る届出書の受理について
- 第 4 報告第11号 農地の転用事実に関する照会について
- 第 5 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第 7 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 8 議案第28号 県営かんがい排水事業参加資格交替の申出について
- 第 9 議案第29号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて

5. 協議事項

- (1) 令和6年度の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について

6. 連絡事項

- (1) 令和7年第7回総会について

- ・ 日 時 令和7年7月10日（火） 午後1時30分
- ・ 場 所 高島市役所新館 3階 会議室11・12

- (2) 令和7年第2回農業委員会全員協議会について

- ・ 日 時 令和7年7月10日（火） 総会終了後
- ・ 場 所 高島市役所新館 3階 会議室11・12

7. 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課 主査 上原 翔

8. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局 局長 川崎 弘
参事 前河 康史
主任 飯田 浩一

9. 会議の概要 次のとおり

事務局	それでは、始めさせていただきます。皆様、こんにちは。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき誠に有難うございます。また5月28日から6月3日にかけて実施されました農業組合長会議への参加につきましても、格段のご配慮をいただき、ありがとうございました。それでは、定刻になりましたので、ただ今より令和7年第6回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は、17名の委員にご出席を賜っております。在任委員の過半数以上でありますことから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本総会が成立いたしますことをご報告いたします。欠席の委員は、2番青谷委員、4番高木委員です。本日の案件は、報告事項が2件、報告
-----	--

	案件が4件、農地法に基づく許可等案件として、第3条案件が4件、第4条案件が2件、第5条案件が3件、県営かんがい排水事業参加資格交代の申出案件が545件、市長部局からの案件として、農業経営改善計画の認定案件が30件、以上590件につきまして、ご審議いただくことになっております。また、総会終了後、土地・人対策分科会の開催を予定しておりますので、各委員におかれましても、スムーズな議事進行にご協力を賜りますようお願いいたします。 次に、議事参与の制限についてお願いいたします。本日、審議いただきます 議事日程第8、議案第28号「県営かんがい排水事業参加資格交替の申出について」は●●番、●●●●と●●番、●●●●に退席を求め、他の案件と切り離して審議・採決をいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 なお、本日、配付しております議案書ですが、高島市農委議案第28号「県営かんがい排水事業参加資格交替の申出について」は申し出の無い方の名簿が含まれておりましたので、議案一式を差し替えさせていただきまして、本日改めて、机の上にお配りさせていただきました。この場をお借りしまして改めましてお詫び申し上げます。 本日、お手元には、「議案書」および「報告・議事案件資料集」の2点を事前に、「高島市農業委員会総会 参考資料」と高島市農委議案第28号を当日配布させていただいております。個人情報観点から「総会 議案書」「報告・議事案件資料集」につきましては、会議終了後回収させていただきます。また、本日も各農業委員の皆様には、タブレットを持参いただくこととなっております。議案書をメールにて送付させていただいておりますので、ご確認のうえご活用いただきたいと思います。併せて、総会終了後は、データを削除いただきますよう重ねてお願いさせていただきます。 それでは、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。それでは、地村副会長よろしくをお願いいたします。
地村副会長	はい。それでは、すみません。ご起立お願いできますか。総会議案書の1枚目をめくっていただきましたら、憲章が載っておりますので、ご覧いただいて、一緒に唱和をお願いします。それでは参ります。 （唱 和）
地村副会長	はい、どうもありがとうございました。
事務局	はい。ありがとうございました。それでは、中田会長よりご挨拶をいた

会長	だきます。ご挨拶の後、総会の議事進行は高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長にお願いをいたします。それでは、よろしくお願いします。 それでは、改めまして皆さんこんにちは。久々の雨でございますけれども、それぞれ農業とお忙しい中、本総会にご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。また常日頃から農業委員として、それぞれの地域の中で、ご活動いただいておりますことを心から感謝を申し上げます。 特に先ほど局長から報告がございました、各地区において開催されました農業組合長、改良組合長会議等へ積極的にご参加をいただき、地域の中で、リーダーシップを発揮していただいたことを心から改めて感謝を申し上げますというふうに思っております。 さて、この1ヶ月間でございますが、テレビの報道で一番多かったものとして、ひとつは米の高騰の話。それから備蓄米の放出。これが農水大臣が変わり、随意契約になったということで、2万2000円のお米が契約されたものが1万円ぐらいになって政府から売り渡しをされているというところでございました。備蓄米につきましては、安いところで1800円。普通で2200円前後ぐらいで売られているというところであります。それから、テレビによる報道では、日本全体に米という食料が不足をしているというような報道がなされておまして、この不足する原因は何かということについて、いろいろと議論がなされている状況であるというふうに思っております。ひとつには農水省の農業行政が悪いというのが1点。それから流通のあり方がおかしいというのが1点あると思っております。それに伴い、農業改革をするというような発言があちこちで出てきております。農業改革をするのは、決して悪いことではないんですが、どう変えていくのか。生産の現場にあった農業改革をするのか。流通だけを考えた改革をするのか。農業者以外の皆さんが喜んでいただくような農業改革をするのか。ということ。また、一番心配しておりますのは、この改革が、将来にわたって日本の食料、国民の食料というようなものを、確実に確保できるような状況になるのか。それから生産の現場であります。いわゆる地方の経済がどうなっていくのか。今、担い手として頑張って、これから規模拡大をしていこうという意欲ある農業者の皆さん方が、これで大丈夫だという安心感を持てただけのような改革になるのか。いろいろ考えてみますと非常に複雑なところがあるな。と感じております。特に今から約10年前にもTPPの問題がございまして、私も、その当時は農協に所属しておりましたのでTPPは反対ということで、何回も東京へ陳情に行
----	--

ったり、デモに行ったりいろいろさせていただいておりました。この中で結局、当時は農協改革という話にすり替わってまいりました。農協の全国中央会が、今までの特殊法人から一般社団法人に変わった。ただ単に、社名が変わっただけやったのではなかったのかなと。そのことによって私達、農業者側が、どれだけ負担をしたのか。どれだけ損をしたのか。どういう展望が開けたのか。この10年間を見てもみると、全く変わっていないのではないかな。という思いもございます。こうした中で、令和7年産の米につきましては、JAが5月6月にかけて1俵あたり最低2万5000円の保障をさせていただきます。と言ってきています。確かコシヒカリとみずかがみであったと思いますが、今現在、流れております令和6年産のJAの概算金払いが1万7200円プラス300円というふうな状況で、これでもこれが高いというふうな流れになっている中で2万5000円を生産者に支払った中で、この米の価格が本当に消費者側から見れば下がるのかなと。これで下がったら、その中間はどうなっていたのかと、ぜひとも私も説明をしていただきたいし、知りたい。農業者としても、そのことについては、当然かなと思っております。流通には大きく分けましてJAが集荷をして販売をするという委託契約方式と、それから一般の商社等が行う買取契約ってというようなものがあると思うのですが、基本的に2万円のお米がなぜ6万円になるのか。5つくらい卸が入っていったら3倍の金額になるんや。ということが、ようやく霞の中ですけれども、見えてまいりました。これを改革しなければ、生産者にとっての適正な価格、消費者にとっての適正な価格にならないというように思いますし、その中で農業者が再生産ができるように国が責任を持ってというような発言もまた出ております。十数年前、20年前にもそういう話があり、今、食料農業農村基本法ができる時にも、そういう話が出ました。しかし、これを私は生産者側から見ておりますと、再生産ができる価格とは何を指しているのか。米は一般流通で市場原理に乗せるということを法律で定めています。そして再生産ができる。会社では、再生産ができる価格で、テレビやラジオや冷蔵庫が売れているのかという決してそうではない。何兆円って1社で利益を挙げる会社もある。こうした利益が出るのに、なぜ農業者には再生産というのか。来年も継続して農業ができるだけの範囲という意味でしかないのかな。とこのようには思えます。これはあまりにも政治家としては、または、そういう関係の方については、無責任な話ではないのかなと。農業者も一般流通の市場原理でやるのであれば、利益が出る時にはしっかりと儲けていただく、そのことで担い手が育ち後継者もできるのではないのかなと、常々このような思いであります。これは、間違っているかもしれ

ませんが、農協で働かせていただいたその後に、自分自身もずっと農業をしている立場としては、このことを強く申し上げたいなというように思っておりますし、先般、東京で農業委員会の会長大会というのが、開催をされまして、後ほどご報告申し上げますが、いくつかの要望事項を出しまして、国の方へ働きかけをしまいいりました。また私達は、滋賀県のそれぞれ出身いただいております国会議員の皆さん方のところへ伺い、この内容等について報告をさせていただいて、お願いをしてきたという状況でございますが、これがどこまで反映していただけるのかという事については、非常に大きな疑問が残るように思っております。また、最近では昭和を代表します長嶋茂雄さんが逝去されたということがございました。私自身が1953年生まれでございますので、ちょうど5歳ぐらいのときにプロになられたというふうなことで、物心ついてから、ずっと若い頃は長嶋茂雄さんが野球を見るための一つのきっかけになっていました。どの報道を見ましても、長嶋さん程プロ野球に真剣に、常に前向きに進まれた人間はいない。というように称えてございました。まさに私達も農業にとって何が一番良いのか。ということに突き進んでいく組織団体でなければならない、これが農業委員会かなというように思っているところであります。

特に、これから、国の方針はどうであろうとも、現実的に農家の方は高齢化しリタイアしていく中で、その方が一生懸命、耕していただいた面積の小さい条件不利農地が、どんどんとこれから生まれてくる。これをしっかりと担い手の皆さん方に継承していただける。このような方向をしっかりと定めて、私達も推進をしなければ高島の農地の約10%から15%ぐらいは、遊休農地化していくのではないかな。と考えてますと、私達が国の方策の中で、使命とされております遊休農地の発生防止と解消というようなところから、いろいろと課題が生まれてくるのではないかな。と思っております。このためには、しっかりと、やはり農業者の皆さん方が、小さな田んぼを作っていても、利益が出るんですよっていうことが、はっきりと実感いただけるような、やはり制度にしていかなければならない。こういったことをやはり行政に向かってしっかりと意見具申をしていく時ではないか。というようにも思っているところでございます。

他にも、いろいろと申し上げたいことがあるのですが、やはり今日1日何もしなければ、そのまま終わり。何もないままで、1年、2年を過ごしてしまうと、自分の一生というのが終わってしまうのではないかな。せっかく農業委員になったのですから、何もなかったではなく、何かがあったと気づくような、やっぱり活動も必要ではないかなということを、改めてらせていただいたのが、先ほど申し上げました昭和のヒーローでありま

	す長嶋茂雄さんが亡くなられたということに、つながるのではないかと うように感じているところでございます。 開会にあたりまして、非常に多弁申し上げ恐縮でございますけれども、 これからも私達の役割をしっかりと担って、そして現実味のある意見書の 提出ができるように。こういった観点で、それぞれ日々考えていただいて、 皆様方のご意見の集約をさせていただければ、一番いいかなというように 考えておりますので、この点につきましてもよろしくお願いを申し上げたい と思っております。 また、本日、ご提出申し上げます審議事項につきましては、十分ご審議 をいただきまして、そして適正なご判断を、お願い申し上げたいと思ひ ますし、そしてまた、農業委員をしていただいている皆さん方にとっては、 1 回経験がある方もあらうと思ひますけれども、珍しい案件がございます 組合員の資格変更の提案をさせていただいております。これは土地改良の 大規模事業をやっていこうと思ひますと所有者、それから耕作者といった ものの流れの中で、どうしてもこの資格審査をしていかなければならない ということがございますので、この点につきましても、ご配慮をいただき たいというように思っております。
会長	それでは、これより令和7年第6回高島市農業委員会の総会を開会させ ていただきます。本日の議事日程に従いまして会議を進めさせていただきます。 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、私の方から指名を させていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、13番岸田忠則委員、14番山田善 嗣委員を指名させていただきます。よろしくお願い申し上げます。
会長	次に、議事日程第2、報告事項を議題といたします。報告事項第1「令 和7年度高島地域農業センター運営委員会について」は、私が欠席させて いただき、事務局長が代理出席をしていただきましたので、事務局より報 告をお願いします。
事務局	それでは事務局より説明させていただきます。 令和7年度高島地域農業センターの運営委員会が5月15日に開催され ました。議事については、まず、高島地域農業センターの役員および監査 委員の選任（案）について、それから、令和6年度事業報告および収支決 算の承認について。令和7年度事業計画（案）および収支予算（案）の承

会長	認、および負担金の納入方法および納入時期（案）の承認。と事務局長、事務局次長および統括指導官任命の同意について。でございました。 当日は、8名の運営委員に対し、代理出席の方を含めて7名の参加があり、運営規約第13条の規定により2/3以上の出席となりましたので、無事、運営委員会が成立する運びとなりました。 それぞれ、事務局から内容の説明があり、すべての議事で、全員挙手にて承認されたものであります。 なお、令和7年度の運営委員でございますが8名の運営委員のうち4名の方が新たに委員として任命されました。また、役員・監査委員については5名すべての方が役職の変更や新たに役員になりました。 令和6年度事業報告および収支決算については、耕作放棄地の解消や次世代につなげる高島農業の推進を目指した、取り組みの報告があり、令和7年3月2日に実施された高島市農業振興大会には、「持続できる高島農業の推進」をテーマに「住商アグリビジネス株式会社の氏家講師のご講演があり、109名の参加があったとの報告を受けました。そのほか、愛菜カレンダーの作成経費や、担い手育成対策として実施した結婚支援をテーマとした映画会の上映。青色申告の説明会の開催等の報告がありました。 また、近江米振興協会からの受託事業として、令和6年にデビューした「きらみずき」および水稻の有機栽培についての説明会の開催やたかしま野菜園芸塾についても事業報告および決算報告をしていただき、併せて監査委員より監査報告を受けたところです。 なお、令和7年度の事業計画および予算措置につきましては、担い手対策などを通じ、住み継がれる地域を、いかに維持し次世代につなげていけるか。高島の農業の維持発展のための事業計画および予算の説明があったところですが、これらの事業の推進においては、農業センターの調整機能の重要性や県・市をはじめとする、関係機関の連携体制の重要性を改めて認識を新たにさせていただいたところであり、当農業委員会としても、相互の共通認識のもと農業振興にあたらなければならないと、感じたところでございます。 以上、簡単でございますが報告に代えさせていただきたいと思います。 これらにつきまして何かご意見ご質問ございましたらご発言いただきたいと思います。 （質疑・意見なし）
----	--

会長	よろしいですか。それでは、意見も無いようですので、以上で、報告事項第1を終わりたいと思います。
会長	次に、報告事項第2「令和7年度全国農業委員会会長大会について」は私と事務局長の2名で参加させていただきました。自席からですが報告させていただきます。
会長	本日お配りをさせていただきました資料1をご覧ください。令和7年度政策提案における要請の重点ポイントをお示しさせていただいております。ここに書いてあります1番から10番までの内容につきまして大会にて審議をさせていただいて、各農水省および地方から選出されております国会議員の方に、改めて要請をしたというところでございます。 主なところだけ申し上げますと、1点目が農業の構造転換のための別枠予算の確保でございます。新たな基本計画のもとで農業の構造転換を集中的に推進するための関連予算を確保することという流れでございます。テレビで2.5兆円等々言われておりますけれども、そういった流れの中に、このことが含まれるというふうに考えていただいて結構だと思います。あと2番目には農業の持続的発展に向けた所得向上ということで、まさにご挨拶の中で申し上げました、他産業並みの所得が確保できる。このことがやはりこれからの農業の振興については大切ではないかなと。そのためには、しっかりとした農産物価格というようなもの。農産物価格を決定する権利が大事なかなというように考えています。それと3点目の基盤整備事業の加速的推進ということで、やはり昭和の頃に整備された土地改良事業がほとんどでございますので、この辺のところをしっかりと修理していくという意味も含めまして、離農された農地を担い手が引き受けてもらえるような基盤整備というようなことと、農業者負担のない農地中間管理機構関連農地整備事業を積極的に推進してほしい。ということでございます。これは農地集積というものが非常にハードルが高い部分でございますので、中々進まない部分もあるのではないかなというようなことから、その辺のところを申し上げております。それと4点目は、日本型直接支払制度の見直しということで、これにつきましては、事務の簡素化と中山間地域の直接支払い制度については、より多くの条件不利農地を対象にすることということで高島でもそうでございますけれども、なかなか条件不利地域の中山間地域直接支払制度というようなものがありながら制度に乗っていただけない現状がございます。1%で大体8000円ぐらいの10a当たりの補助単価が出るというふうな中でございますが、これの活用というような流

れでございます。５点目は、米政策の見直しということで、これにつきましては、国民への安定的な供給を確保するための生産流通制度の見直しということで、生産量等に農水省の数字が間違いなければ、十分に達成するはずですが、それが十分ではないということで、この約２年間ぐらいの期間で、コメ不足が生じていることが、日本中に広く蔓延しているというところであります。この辺は、やはりしっかりと改革することが大事だということでございます。次に６点目ですが、地域計画ですが、全国で約１万９千件の地域計画ができたという内容でございますが、中には、ただ出来たというだけで、実際には出来ていないという部分があると思います。高島でもこれでどういう話し合いができたのかなと、私もちょっと不思議に思う内容でも、出来たものは出来たということなんですが、やっぱりこれを実態に合ったものにしっかりと変えていくためにも、私達は努力をしなければならないと思っています。次に７点目は農地中間管理事業の手数料がかかることが非常に全国的に問題になっておりまして、国の事業でありながら、利用者から金を両方から取るというようなことがいかなものかというもので、特に直近では農地の売買契約等の法的な手続きについて、１筆５万円とか。これでは、農地中間管理事業から外して手続きした方が安くなるというぐらいの意見が出ております。こういうところに、農政のひずみがあるのではないかな。ということで提案しているところでございます。次に８点目は不在村農地所有者の農地の適正利用ということで、これも地域に住んでおられない土地持ち非農家の方との間で、耕作の契約とか、それから売買の契約、地域全体の土地改良をしていく中で、非常に足かせになっているということが多いので、そういったところを要請させていただいているということでございます。それから９点目は、認定農業者等担い手に対する施策の再構築ということで、しっかりと目標設定してやっていただくんですが、どうしても、これが事務的な目標数値になりがちではないのか。もっとしっかりと地域に根差すということ。それから新規就農者が多いということでございますが、基本的には施設園芸型がほとんどを占めるということで、前にも申し上げたと思いますが新規就農者が５年以上継続して、その事業を継続しているのかどうか。この継続性ということについての調査等が不十分なのではないか。一度、滋賀県には確認したことがありましたが、滋賀県は調査を行っているというものでございました。あとは１０点目として農業委員会系統組織の予算確保というようなことで年間約４５億ぐらいの全国予算があるのですが決して今、農業委員会の仕事というのは度重なる法改正により事務局の仕事が非常に多く増えています。当然、農業委員の皆さん方の仕事も増えております。こうした

	中で据え置きされた予算措置の中で、実際に農業委員会としての活動ができるのかどうかというところは、大きな問題になると思いますので、そのあたりについて指摘させていただいているものでございます。 以上で報告とさせていただきますが、このことにつきまして何か、ご意見とかご質問ありましたら、わかる範囲でお答えをさせていただきますが、よろしゅうございますか。 （質疑・意見なし）
会長	それではご意見も無いようでございますので報告事項第2号を終わらせていただきます。
会長	それでは次に、議事日程第3報告第10号「農地法第4条第1項第8号に係る届出書の受理について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、説明します。3ページをお開きください。報告第10号、農地法第4条第1項第8号に係る届出書の受理について。農地法第4条第1項第8号に係る届出書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づきこれを受理したので、同条第2項の規定に基づき報告します。令和7年6月10日。高島市農業委員会会長。番号1。土地の表示、地番1925番1。地目、田。面積：299平方メートルのうち80平方メートル。転用目的、農業用倉庫。地番、1925番3。地目、田。面積、66平方メートル。転用目的、駐車場。本届出は、農業用倉庫の建築とそれに伴い車両を駐車する駐車場として利用するために、農地の一部を農地転用されるものです。届出地は、農業振興地域内の農用地であったが、令和7年3月21日付けで農業用施設用地へ用途変更されており、農業用施設としての利用に支障はないと考えます。 転用目的が農業用施設で面積が200平方メートル未満の転用であることから農地法第4条第1項第8号の届出があったものです。 届出書を審査したところ、必要書類も揃っていることから、高島市農業委員会 会長専決規程 第2条第1項第1号の規定により、令和7年4月30日に届出書を受理しましたので、ご報告いたします。 位置図等は、報告・議事案件資料集の1ページから3ページをご参照く

	ださい。以上でございます。
会長	はい。説明が終わりました。それでは本件について、ご意見やご質問はございませんか。
中川委員	11番中川です。今の説明で、少し確認ですが、今の説明で農業用施設用地の転用ということで200平方メートル以下とありましたが、その他でも200平方メートル以下の場合だと、届け出だけでいいのか。
事務局	お答えします。農業用施設に限って200平方メートル未満の場合には、届け出をいただくこととなっております。
会長	他ございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	それでは、他ご意見ないようですので議事日程第3報告第10号の案件は終わらせていただき次に切り第4報告事項第11号農地の転用事実に関する照会についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	4ページをお開きください。報告第11号 農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づき、これに回答したので、同条2項の規定に基づき報告します。令和7年6月10日。高島市農業委員会会長。番号1。土地の表示 地番300番1。地目、畑。面積49平方メートル。現況、非農地。番号2。地番598番。地目、畑。面積69平方メートル。現況、非農地。番号3。地番4165番1。地目、畑。面積5.82平方メートル。現況、非農地。計3件123.82平方メートル。 本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号1から番号3について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。 なお、法務局から照会があれば、14日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。

会長	はい。説明が終わりました。はい。それでは本件につきまして、ご意見ご質問ございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようでございますので、以上で終わらせていただきますが、このことについて改めてお願いさせていただきたいことがございます。 これまでから、こういう案件が毎月報告をさせていただいております。当然私達の範疇からいくと遊休農地か非農地というふうなことになるのかなというふうには考えております。本来ですと、農業委員と事務局の両者が立ち合いで現場を確認するということになっているのですが、先ほどもございましたように、法務局から文書が到達して7日以内に返事をしなければという取り扱いがございます。そうしたことから、事務局のみが確認をしているわけでございますが、今日、このようにして皆さん方にご報告をさせていただいておりますので、各委員の地区に該当するものにつきましては、後日で結構ですので、どういうことになっているのか。ということについてご確認をいただきたい。また、各地区委員会の中で、案件については、こういうことで確認行ってきた。というような報告をそれぞれしていただければ、ありがたいなというふうに思います。このことは、やっぱり知ることが大事でございます。ひとつ皆さん方のお手数をかけますけれども、よろしくお願いを申し上げたい。 それでは、以上で日程第4報告第11号の案件を終わらせていただきます。次に、議事日程第5議案第25号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局および担当農業委員の皆さんからそれぞれ説明をお願いします。
事務局	5ページをお開きください。高島市農委議案第25号。農地法第3条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和7年6月10日。高島市農業委員会会長。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定に基づく所有権の移転および使用貸借による権利の設定に関する次の許可申請について審議を求める。6ページに参ります。1. 所有権の移転。番号1。土地の表示、地番149番。地目、田。面積211平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集4ページ・5ページをご参照ください。 申請地は、体に障害があり、耕作することが難しく農地を売却したい譲

	渡人と、居住地に近く農業の規模拡大を図りたい安曇川在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴は長く、トラクター等の大型機械を所有しており、主に野菜を栽培する計画で、土地改良区からも同意が得られている状況です。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
中川委員	はい、１１番中川です。今、事務局の説明がありましたとおりですが、譲渡人と譲受人は同じ集落でありまして、譲受人の近傍地です。その農地は現在、転作等という形で野菜等を作付けされています。何ら問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
事務局	番号２。土地の表示、地番７７４番。地目、田。面積１６５２平方メートル。地番７７５番。地目、田。面積１１４３平方メートル。地番７７７番。地目、田。面積１２８２平方メートル。地番７７８番。地目、田。面積１３０５平方メートル。地番７７９番。地目、田。面積１２８５平方メートル。計５筆。面積６６６７平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集　６ページから９ページをご参照ください。 申請地は、遠隔地に居住し、相続により農地を所得したものの、耕作することができないため農地を手放したい譲渡人と、市外に居住し新たに農業をはじめたい譲受人との間で売買により所有権を移転するものです。譲受人は過去に農作業を行っていた経験があり、申請地までは、車で片道１時間ほどの距離がありますが、申請地付近に居住する知人のトラクターを借用し、芋や郁子（むべ）を栽培する営農計画書が提出されております。将来的には、申請地がＪＲ沿線に位置し、高島駅から最寄りである立地条件を活かし、郁子（むべ）栽培を目的とした観光農園を計画されています。なお、現在、申請地は耕作されていないことから、今後、９月をめどに草刈りや重機による伐根整地および排水路、通路の整備を行い、１１月までに郁子（むべ）苗木を植栽する農地復元計画書が提出されています。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
山田委員	１４番山田です。今、事務局から説明のあったとおりで、譲渡人は市外にお住まいでございます。今回、譲受人が耕作されるということで現地の確認をいたしました。問題ないかと思います。よろしくをお願いします。

事務局	はい。次に参ります。番号３。土地の表示、地番６番。地目、田。面積１０３１平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 １０ページ・１１ページをご参照ください。 申請地は、県外に住む譲受人が、高島市へ移住し、居住地に隣接する農地で水稻の栽培を計画していたことから、譲渡人との間で話がまとまったため、売買により所有権移転するものです。 譲受人の農作業歴はありませんが、今後、トラクターなどの大型機械を所有する計画で、夫婦で、有機栽培により水稻を栽培する営農計画書が提出されており、土地改良区からも同意が得られている状況です。 申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
浅井委員	１５番浅井でございます。ただいま事務局のあった説明通りでございますが、今回の譲受人は、現在、石川県在住のご夫婦で、今現在は勤めておられるんですけども、定年後は農地の近くに今新たに生活の拠点を設けておられます。その隣接する田んぼで、有機栽培を基本とした農業をやりたいという将来設計を立てられました。そのために現在は譲渡人が耕作をされている状況でございます。以上、よろしくご審議の方をお願いいたします。
事務局	はい。次に参ります。番号４。土地の表示、地番２２９番１。地目、田。面積１１８７平方メートル。地番２３０番１。地目、田。面積１０７６平方メートル。計２筆 面積２２６３平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 １２ページ・１３ページをご参照ください。 申請地は、相続により所有したものの遠隔地に居住しており、利用や管理ができないため、農地を手放したい譲渡人と、新たに農業を始めたい新旭在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴はありませんが、大型機械をリース方式にて確保する計画で、近隣で耕作している親戚の協力を得ながら、自家消費用の水稻を栽培する営農計画書が提出されており、土地改良区からも同意が得られている状況です。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
古田委員	１６番古田です。ただいま事務局より説明いただきました通りであります。私も申請者代理人の立会いのもと、現地確認しましたところ、間違い

会長	ありませんでした。慎重なご審議のほどお願いいたします。 はい、ありがとうございました。以上で説明は終わりました。これより「農地法第3条の規定による許可申請について」を審議をします。 本件についてご意見ご質問ございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。はい。それではご意見も無いようなので、「農地法第3条の規定による許可申請について」の採決を行います。 最初に所有権の移転。番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手多数
会長	はい、ありがとうございます。挙手多数です。 次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号4の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 よって、議事日程第5議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」番号1から番号4の案件については、申請

事務局	のとおり許可することに決定しました。 それでは次に、議事日程第6。議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いします。 はい。説明させていただきます。7ページをお開きください。高島市農委議案第26号。農地法第4条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和7年6月10日 高島市農業委員会会長。農地法第4条の規定による許可申請について農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。8ページをご覧ください。番号1。土地の表示、地番 22番2。地目、田。面積4.08平方メートル。転用目的、ゴミ集積所。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の14ページから16ページをご参照ください。本件は、申請人が長屋住宅の建築を計画した時に、敷地内へゴミ集積所を設置する計画でしたが、道路幅が狭く敷地内への収集車が進入できないことが判明したため、改めて敷地外の自身の農地1筆を転用し、居住者用のゴミ集積所を設置するものです。農地区分は、都市計画用途地域の第1種低層住居地域にあるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上で許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除については、雨水排水は、前面の道路側溝へ放流し、前面部を除く3面はブロック積とします。既に、土地改良区からも同意が得られている状況です。万一被害が生じた場合には、責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	はい10番地村です。ただいまの事務局の説明通りでございますが、申請人は、この農地の北側でアパート経営を新たに始めたわけではありますが、アパートの前の道路の道幅が狭くゴミ収集車が大きい車なんです、入れない状態となったことから、隣接の自分の農地の一部4平方メートルほどに、ゴミ集積場を設けてですね、アパート住人のゴミを集積していくというものでございます。特に問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。
事務局	はい。次に参ります。番号2。土地の表示、地番7番9。地目、田。面積468平方メートル。 転用目的、一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の16ページ

	ジから 18 ページをご参照ください。 本件は、申請人と同居している子供夫婦のために新たに住宅を建築するため、自身の農地 1 筆を転用し、一般住宅を建築するものです。将来的に子供へ譲渡する可能性はあるが、しばらくは申請人の資金で建築し、同居するものです。農地区分は、都市計画用途地域の第 1 種低層住居専用地域にあるため、「第 3 種農地」と判断され、立地基準上で許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除については、雨水排水は、道路側溝へ放流する計画で、土地改良区からも同意が得られている状況です。万一被害が生じた場合には、責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
石津委員	19 番石津です。ただいま事務局の説明にあった通りでございます。現地も確認いたしました。特に問題ないかと思えます。審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。はい。それではご意見も無いようなので、これより「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の採決に入らせていただきたいと思います。最初に番号 1 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 2 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 26 号「農

事務局	地法第4条の規定による許可申請」のあった番号1および番号2の案件については、申請のとおり許可することに決定しました。 それでは、次に議事日程第7。議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いします。 はい。9ページをお開きください。高島市農委議案第27号。農地法第5条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和7年6月10日、高島市農業委員会会長。農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定に基づく賃借権の設定にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。10ページにまいります。 1. 所有権の移転。番号1。土地の表示 646番1。地目、畑。面積256平方メートル。転用目的、宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の19ページから21ページをご参照ください。本件は、建設業を営む譲受人が、宅地分譲するため、畑1筆を売買により譲受け、農地転用するもので、宅地分譲区画は1区画計画しています。 農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域であるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。 周辺の被害防除について、雨水排水については、南側既設側溝への排水と一部分地下浸透とします。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和7年6月15日から7月30日の予定です。以上でございます。
前川委員	7番前川です。説明につきましては、事務局の説明の通りでございます。また、譲受人の方と現地の確認をしておりますので、間違いはないかと思います。慎重審議よろしくをお願いします。
事務局	はい。続いて参ります。番号2。土地の表示 3131番1。地目、田。面積222平方メートル。転用目的、駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の21ページから23ページをご参照ください。本件は、譲受人が、自宅敷地内への進入路がせまく、駐車場所が確保できないことから、改めて、自宅前の道路対面側の田1筆を売買により譲受け、農地転用

	するもので、家族や親族の駐車場所として、駐車区画を５台分計画しています。農地区分は、申請地は三田の集落内にあり、周りに住宅等があるため「住宅が連坦している」に該当するため、「第３種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。なお、申請者が一部を農地法の許可を得ずに転用してしまった旨の顛末書が添付されています。周辺の被害防除について、雨水排水については、Ｕ字溝および集水枡を設置し、道路側溝へ排水し、Ｌ字擁壁を設置して、土砂の流出を防止することとします。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、隣接者承諾書および土地改良区からも同意が得られている状況です。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、令和７年７月７日から８月３１日の予定です。以上でございます。
地村委員	はい。１０番地村です。ただいまの事務局の説明通りでございます。現地確認をしまして問題ないと思いますので、ご審議をお願いします。
事務局	はい。続いて参ります。２、使用貸借による権利の設定。番号１。土地の表示５３８番１。地目、畑。面積７６平方メートル。転用目的、一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の２４ページから２６ページをご参照ください。 本件は、貸人の土地である父名義の土地を、使用貸借により譲り受け、一般住宅として、借人である息子が住居を新築するもので、畑１筆を農地転用するものです。 農地区分は、桂集落内にあり、周りに住宅等があるため、住宅等が連坦している」に該当するため、「第３種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。 周辺の被害防除について、雨水排水については既設道路側溝へ放流し、生活排水は公共下水道へ接続・放流します。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、令和７年７月１日から１２月１日を予定しています。 以上でございます。

采野委員	はい。５番采野です。資料集見てもらった通りですし、事務局の説明の通りで、県道沿いの畑です。現地確認して何も問題ないと思いました。慎重なご審議よろしくお願いします。
会長	はい。以上で説明が終わりました。これより、「農地法第５条の規定による許可申請について」「所有権の移転」番号１と番号２「使用貸借による権利の設定」番号１について審議します。本件につきまして、ご意見やご質問はございましたらご発言ください。 （質疑・意見なし）
会長	よろしいですか。はい。それではご意見も無いようなので、これより「農地法第５条の規定による許可申請について」の採決に入らせていただきたいと思います。「所有権の移転」番号１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することについて賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、「使用貸借による権利の設定」番号１の案件について、申請のとおり許可することについて賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 よって、議案第２７号「農地法第５条の規定による許可申請」のあった「所有権の移転」番号１と番号２および「使用貸借による権利の設定」番号１の案件については、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	それでは、次に、議事日程、第８。議案第２８号「県営かんがい排水事

事務局	業参加資格交替の申出について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。 11ページをお開きください。高島市農委議案第28号。県営かんがい排水事業参加資格交替の申出について。上記の議案を提出する。令和7年6月10日。高島市農業委員会会長。県営かんがい排水事業参加資格交替の申出について。 土地改良法第3条第2項の規定に基づき、土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨の申出がありましたので、承認することについて意見を求める。事業名、県営かんがい排水事業、新旭地区。事業主体、滋賀県。 まず、事業内容について説明させていただきます。本日配付の資料2計画概要表、資料3位置図をご覧ください。この事業は、昭和54年度から昭和61年度にかけて行われた「県営新旭地区かんがい排水事業」において建設された施設で、既に30年以上が経過し、経年劣化や施設の老朽化、機能低下の進行により施設の維持管理経費が多くなったことから、揚水場の機能を保全するため、揚水ポンプ3台とそれに伴う電気設備を併せて更新するもので、今後において施設の長寿命化と維持管理経費の削減等を図り、農業用水の安定供給と農業生産性の維持および農業経営の安定化を目指すこととなっています。事業規模といたしましては、新旭地域の水田の受益面積418ヘクタールをカバーするもので、最終の有資格者は584人。総事業費は2億2千4百万でございます。 本件は、県営かんがい排水事業 新旭地区に係る有資格者584名のうち197名が、土地改良事業参加資格の交替の承認を求め、耕作者および所有者より土地改良法第3条第2項および同法施行規則第4条第1項の規定に基づく、「土地改良事業参加資格交替申出書」が提出されたことから、本総会に提案させていただくものです。土地改良法第3条第1項によりますと、「土地改良事業に参加する資格」については、第1号、農用地であって所有権に基づき耕作の目的に供されているものについては、その所有者 第2号、農用地であって所有権以外の権原（賃借権や使用貸借権等の使用収益権）に基づき耕作されているものについては、政令の定めるところにより、農業委員会に対し、その所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であって農業委員会がこれを承認した場合にあっては、その所有者、その他の場合にあっては、その農用地につき当該権原に基づき耕作を営む者。とされております。 12ページ以降の明細表をご覧ください。 このたびの事業について、所有者として土地改良事業に参加するため、
-----	--

	左側の現資格者（耕作者）から右側の新資格者（農地所有者）へ事業参加資格を交替するというものでございます。 ５３ページをご覧ください。現資格者は４１名、新資格者は２０７名、面積は１２０２反となっており、今回の申請を含め参加者が５２６名に達し、参加率が９０％となります。 土地改良事業の参加資格交替の承認基準につきましては、「農地法第１８条に規定されている農地の賃借権の解約等が許可される要件に適合する場合」、または「その他、所有者を参加させることが土地改良法の目的に照らし、妥当として認められる場合」であり、今回の申出については承認基準に該当するものと考えます。以上でございます。
会長	はい。以上で、説明が終わりました。これより、「県営かんがい排水事業参加資格交替の申出について」審議します。
中川委員	１１番中川です。制度的なことで、先に質問よろしいでしょうか。
会長	はい。中川委員どうぞ。
中川委員	土地改良区の事業参加者とは誰かということと、参加資格の交替の申し出によって、他に何か影響があるのか。ということを伺いたい。
事務局	はい。説明させていただきます。基本的に、土地改良区の事業参加者は所有者でございます。また、今回の事業参加の申し出については、所有者以外が耕作されている農地について、所有者として土地改良事業に参加するため、現在の耕作者から農地所有者へ事業参加者を交替するもので、農業委員会としては、所有者を参加させることが土地改良法の目的に照らし妥当と認められるため、今回の申出については、承認基準に該当するものとして判断しています。なお、この資格交替の申し出については、他に影響を与えるものではございません。
会長	以上で、説明が終わりました。これより審議に入らせていただきますがはじめに、２１ページの番号１２０から２２ページの番号１３６の案件について審議します。法第３１条第１項の規定により、●●番、●●●●の退席を求めます。 （●●●●：退席）

会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	はい。よろしいですか。それでは、ご意見、ご質問が無いようですので、これより、番号１２０から番号１３６までの案件について採決します。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、議事日程第８。議案第２８号「県営かんがい排水事業参加資格交替の申出について」の２１ページの番号１２０から２２ページの番号１３６の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 (●●●●：入場・着席)
会長	それでは、続きまして、「県営かんがい排水事業参加資格交替の申出について」の３２ページの番号２６５から３４ページの番号２９５の案件について審議します。法第３１条第１項の規定により、●●番●●●●の退席を求めます。
会長	(●●●●：退席) 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	はい。よろしいですか。それでは、ご意見、ご質問が無いようですので、これより、番号２６５から番号２９５の案件について採決します。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手

会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、「県営かんがい排水事業参加資格交替の申出について」の番号２６５から番号２９５の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 (●●●●：入場・着席)
会長	次に続きまして、「県営かんがい排水事業参加資格交替の申出について」の番号１から番号１１９、番号１３７から番号２６４および番号２９６から番号５４５の案件について審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	はい。よろしいですか。それでは、ご意見やご質問が無いようですので、これより番号１から番号１１９、番号１３７から番号２６４および番号２９６から番号５４５の案件を採決します。 本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 よって、議案第２８号「県営かんがい排水事業参加資格交替の申出について」番号１から番号１１９、番号１３７から番号２６４および番号２９６から番号５４５の案件については、すべて、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	それでは、次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたしますが、ここで、長時間となりましたので、暫時休憩とします。 再開は１５時とします。 (農業政策課職員：入室)
会長	それでは再開します。次に議事日程第９。議案第２９号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。

	今回は、事務局の方から説明をいただく前に皆さん方に同意をお願いしたいと思います。本案件につきましては、継続で30件ございます。事前に資料等を配布させていただいておりますので、本来ですと、1件ずつご説明を申し上げるのが、本意でございますが、時間の関係もございますので、まとめて提案をさせていただくことにさせていただきたいと思います。まず、一括して提案させていただくことについてご同意をいただけますでしょうか。よろしいですか。 (意見なし)
会長	はい。それではご同意いただいたということでございますので、これより事務局と農業政策課より説明をさせていただきます。
事務局	はい。説明させていただきます。56ページをお開きください。高島市農委議案第29号。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和7年6月10日。高島市農業委員会会長。 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見を求める。農業経営改善計画の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課上原と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。今回申請がありましたのは、市内全域で継続案件として30件です。地域別の内訳といたしましては、安曇川地域で7件、朽木地域で1件、新旭地域で10件、今津地域で6件、マキノ地域で6件です。 今回多数の方から申請がございましたことから、それぞれの方の経営改善計画の詳細説明につきましては、申し訳ありませんが割愛させていただきます。今回の申請の中で、5年後の所得目標が基本構想で示している500万円まで到達しておられない方がおられます。ただ、国が示しております、認定農業者制度に関するQ&Aには、将来的（概ね10年後）に到達する見込みがある場合は、個々の農業経営の実態に応じて、認定することが可能であると記載があり、5年後に到達できていない方々に対しては、前回の申請時からの面積の拡大状況や営農継続の意思等の確認を行い、申請して頂いているものです。この案件につきましては、農業政策課において聞き取りをして内容を審査しておりますこと、各関係機関からは、すで

	に同意いただいていることを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	それでは、以上で説明が終わりました。これより審議に入らせていただきたいと思います。本件につきまして、ご意見ご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。なお、事前に目を通していただいていると思いますが、しばらくお時間をとらせていただきますので、ご質問がございましたらご発言ください。
采野委員	5番采野です。ただいまの説明の中で5年後の所得目標を500万円とする基本構想があるわけですが、継続にあたってこの条件は、どのように判断されているのでしょうか。
農業政策課	そうですね一応高島市の基本構想の中で所得、5年後の所得目標500万円ということをうたっておりますので、その基準はできております。 認定農業者の国から出るQ & Aというのがあるんですけどもその中にも5年後のその所得目標の水準を達成できていない場合であっても概ね10年程度将来的に達成できるという見込みがあれば認定することができるということで記載がありますので一応そこに対しての聞き取りを行って、今回申請をいただいています。
采野委員	ということで10年後にこの中の1人で500万円を達成する見込みがあるっていうふうに、市は判断してるということですね。今申請されている人は所得が500万円達成できる。10年後、500万円達成できるっていうふうに市は判断したということ、この申請者は、そうなりますが。 それと、これも確認ですけど、地域計画が各農業組合などを単位として作成されていますが、今回継続される方は、全員、地域計画の担い手として入っているんですね。
農業政策課	耕作面積や担い手として、地域計画との整合性はとらせていただきました。
中江委員	12番中江です。基本のお話ですが、農業経営改善計画の概要における前回現状と前回目標が記されていますが、前回目標達成されていない方についても、継続申請を認めていることが気になるが、どんな対応をされているのか。

農業政策課	今回の事務手続きについても認定期間が終了する方にご案内させていただいており、中には申請をされない方もおられます。なお、申請された方については、前回の目標値が達成されていないことについても聞き取りをさせていただいている状況です。
会長	はい。ただいま、いろいろとご意見をいただいておりますが、ここで改めて、農業委員会として認定に対する意見を求められている状況です。 ここで改めまして、農業委員会として意見を付して同意をいただくということで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。意見としましては、申請の判断基準として、申請者が高齢である場合。目標となる経営規模が拡大している場合や、現状と見合っていない場合。申請者が地域計画の担い手になっていない場合。について農業政策課の判断基準を回答いただくこととして、認定に対する同意としたいと思いますが、いかがでしょうか。 （意見なし）
会長	それでは、よろしいですか。ご意見、ご質問も他に無いようですので、これより、「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の採決を行います。原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手 はい。ありがとうございます。全員挙手です。 よって、議事日程第9。議案第29号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」は、原案のとおり同意することに決定しました。以上で、本日予定しておりました議事日程については、ただ今をもちまして、すべて終了しました。 長時間にわたりまして、ご審議いただきありがとうございました。 （午後3時25分 議事終了）

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 13番 _____

議事録署名委員 14番 _____